

## 【資料 1】

# 精神保健福祉士法の一部改正

第八条 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条」を「第三十八条の二」に改める。

第二条中「利用している者」の下に「の地域相談支援（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項に規定する地域相談支援をいう。第四十一条第一項において同じ。）の利用に関する相談その他」を加える。

第七条第一号中「厚生労働大臣の指定する」を「文部科学省令・厚生労働省令で定める」に改め、同条第二号中「厚生労働大臣の指定する」を「文部科学省令・厚生労働省令で定める」に改め、「、厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校（以下「職業能力開発校等」という。）」を削り、同条第三号中「、厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」を削る。

第四章中第三十九条の前に次の一条を加える。

（誠実義務）

第三十八条の二 精神保健福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、自立した生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない。

第四十一条第一項中「医師その他の医療関係者」を「その担当する者に対し、保健医療サービス、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス、地域相談支援に関するサービスその他のサービスが密接な連携の下で総合的かつ適切に提供されるよう、これらのサービスを提供する者その他の関係者等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（資質向上の責無）

第四十一条の二 精神保健福祉士は、精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助に関する知識及び技能の向上も努めなければならない。

（社会福祉法の一部改正）

第九条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に改め、同条第三項第二号中「児童福祉法に規定する」の下に「障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、」を加え、同項第四号の二中「相談支援事業」を「一般相談支援事業、特定相談支援事業」に改める。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正）

第十条 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の二中「その有する能力及び適正に応じ」を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

二〇一〇年十二月十日（金）官報（号外第二六二号）より抜粋

## 【資料 2】

### 文部科学省・厚生労働省令第 3 号「精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令」

第 1 条（法第 7 条第 1 号の精神障害者の保健及び福祉に関する科目）

#### 第 7 項

精神保健福祉援助実習は、厚生労働大臣が別に定める施設又は事業のうち、精神保健福祉援助実習を行うのに適当なもの（以下「実習施設等」という。）を利用して行わなければならない。

#### 附則第 5 条（実習指導者に関する経過措置）

実習施設等における実習指導者については、平成 27 年 3 月 31 日までの間は、第 1 条第 8 項の規定にかかわらず、この省令の施行の際現に旧告示に規定する精神保健福祉援助実習を指導する者のうち学校等が適当と認める者を実習指導者とすることができる。

2 実習施設等における実習指導者については、第 1 条第 8 項の規定にかかわらず、当分の間、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める児童福祉司、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律 123 号）に定める精神保健福祉相談員、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第 15 条第 1 項第 1 号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に定める知的障害者福祉司若しくは心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）に定める社会復帰調整官又は平成 27 年 3 月 31 日までの間において第 1 条 8 項に規定する講習会に相当する者として厚生労働大臣が認める研修の過程を修了した者を実習指導者とすることができる。

上記第 1 条 7 項にある実習施設として認められる指定施設は以下の告示にある通りとなった。

### 厚生労働省告示第 278 号（精神保健福祉士短期養成施設及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第 3 条 10 号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第 1 条第 7 項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業）

#### 1 精神科病院

2 市役所、区役所又は町村役場（精神障害者（障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第一項に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）に対してサービスを提供する部署に限る。）

3 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）に規定する保健所又は市町村保健センター

4 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する児童発達支援、放課後等デイサービス、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

- 5 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する病院又は診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。）
- 6 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する精神保健福祉センター本則に次の九号を加える。
- 7 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する救護施設又は更生施設（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 8 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する福祉に関する事務所（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 9 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に規定する知的障害者更生相談所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 10 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 11 法務省設置法（平成 11 年法律第 93 号）に規定する保護観察所又は更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）に規定する更生保護施設（精神障害者に対してサービスを提供する施設に限る。）
- 12 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年 8 月 7 日法律第 105 号）に規定するホームレス自立支援事業を実施する施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 13 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）に規定する発達障害者支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 14 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。）、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 15 前各号に掲げる施設又は事業に準ずる施設又は事業として厚生労働大臣が認めるもの

※上記のうち、精神保健福祉士が、司法、教育、労働等に関する分野において、相談援助の業務に従事している状況も見受けられ、活躍が期待される分野が拡大してきている状況を踏まえ、新たに加えられた施設は次のとおり。

①保護観察所（当面は、首席・総括社会復帰調査官の配置されている、東京、大阪、さいたま、横浜、名古屋の保護観察所 5 庁に限定する）、更生保護施設 ②乳児院、児童家庭支援センター ③救護施設、更生施設 ④広域障害者職業センター、地域障害者就職センター、障害者就業・生活支援センター等

※または、上記、実習施設範囲として指定された施設は、厚生労働省令第 103 号で示された施行規則の改正内容となる実務経験として認められる指定施設範囲と同じであり、指定施設範囲を示す施行規則第 2 条第 15 項にある厚生労働省大臣が認める施設には下記告示内容が該当となる。

**厚生労働省告示第 277 号(精神保健福祉士法施行規則第 2 条第 15 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設)**

- 1 精神障害者地域生活支援センター
- 2 精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する事業を実施する施設
- 3 いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設
- 4 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年 8 月 7 日法律第 105 号）に規定するホームレス自立支援事業を実施する施設
- 5 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が認める施設

(以上、抜粋して紹介)

## 平成23年度精神保健福祉士実習指導者講習会日程等一覧

## ■日程等一覧

日程	地区	会場
1月28日(土)、 29日(日)	東京	<b>文京学院大学 本郷キャンパス</b> (文京区向丘1-19-1) [アクセス] 東京メトロ南北線東大前駅から徒歩0分
2月11日(土)、 12日(日)	神奈川	<b>TKP ガーデンシティ横浜</b> (横浜市神奈川区金港町3-1 コンカード横浜2F) [アクセス] 横浜駅徒歩5分
	愛媛	<b>松山東雲女子大学</b> (松山市桑原3丁目2-1) [アクセス] 松山市中心部から市内バス約13分
2月21日(火)、 22日(水)	埼玉	<b>ラフレさいたま</b> (さいたま市中央区新都心3-2) [アクセス] さいたま新都心駅下車 徒歩7分
2月22日(水)、 23日(木)	大阪	<b>天満研修センター</b> (大阪市北区錦町2-21) [アクセス] JR天満駅から徒歩2分
2月25日(土)、 26日(日)	岡山	<b>オルガホール</b> (岡山市奉還町1-7-7) [アクセス] JR岡山駅西口から、北へ徒歩7分
3月1日(木)、 2日(金)	青森	<b>青森県労働福祉会館ハートピアローフク</b> (青森市本町三丁目3-11) [アクセス] JR青森駅から徒歩15分
3月3日(土)、 4日(日)	兵庫	<b>神戸ファッションマート</b> (神戸市東灘区向洋町中6-9) [アクセス] アイランドセンター駅直結
3月13日(火)、 14日(水)	愛知	<b>愛知県産業労働センターウイंकあいち</b> (名古屋市中村区名駅4丁目4-38) [アクセス] JR名古屋駅桜通口からミッドランドスクエア方面徒歩5分
3月17日(土)、 18日(日)	佐賀	<b>サンメッセ鳥栖</b> (鳥栖市本鳥栖町1819) [アクセス] 鳥栖駅より徒歩4分
3月24日(土)、 25日(日)	山形	<b>ヤマコーホール</b> (山形市香澄町3丁目2-1 山交ビル7F) [アクセス] JR山形駅より徒歩約5分
	石川	<b>石川県地場産業振興センター</b> (金沢市鞍月2丁目1番地) [アクセス] JR金沢駅より北鉄バスにて約20分

## ■プログラム (全会場共通)

1日目		2日目	
8:30~8:50	受付	9:00~11:00	④実習指導方法論—総論
8:50~9:00	開講式		
9:00~10:00	①精神保健福祉援助実習指導概論	11:10~12:10	演習4
10:10~11:10	演習1	12:10~13:00	昼食
11:20~14:40	②実習スーパービジョン論 ※途中に昼食休憩50分あり	13:00~14:30	⑤実習指導方法論—各論
14:50~15:50	演習2	14:40~16:40	演習5
16:00~17:30	③現場実習マネジメント論	16:40~17:00	閉講式
17:40~18:40	演習3		